

平成23年度決算検査報告（会計検査院）
国立大学法人京都大学に係る事項抜粋

第47 国立大学法人北海道大学、第48 国立大学法人埼玉大学、第49 国立大学法人東京大学、第50 国立大学法人東京医科歯科大学、第51 国立大学法人東京外国語大学、第52 国立大学法人東京芸術大学、第53 国立大学法人一橋大学、第54 国立大学法人福井大学、第55 国立大学法人信州大学、第56 国立大学法人静岡大学、第57 国立大学法人名古屋大学、第58 国立大学法人京都大学、第59 国立大学法人大阪大学、第60 国立大学法人高知大学、第61 国立大学法人九州大学、第62 国立大学法人鹿児島大学

平成 21 年度決算検査報告及び平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)～(16) 保有している土地・建物の処分及び有効活用について

〔平成 21 年度決算検査報告 889 ページ参照
平成 22 年度決算検査報告 808、818 ページ参照〕

1 本院が要求した改善の処置

国立大学法人北海道大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人東京外国語大学、国立大学法人東京芸術大学、国立大学法人一橋大学、国立大学法人福井大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人名古屋大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人大阪大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人九州大学及び国立大学法人鹿児島大学(以下、これらを合わせて「16 国立大学法人」という。)は、教育研究等の業務を確実に実施するために必要であるとして、国から土地や建物を承継している。しかし、具体的な処分計画又は利用計画等を策定しないまま、利用していない土地等や利用が低調である施設を保有していたり、施設の運営が規程の趣旨に沿っていない状況にあるのに、本来の施設の使用目的を見直していなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、16 国立大学法人において、利用していない土地等について、今後も引き続き保有することに合理的な理由が存在するか否かを検討して、保有することに合理的な理由が存在しない場合には、具体的な売却等の処分計画を策定し、合理的な理由が存在する場合には、具体的な利用計画等を策定したり、本来の施設の使用目的を見直したりして、当該資産の有効活用を図るよう、16 国立大学法人のうち、国立大学法人東京芸術大学長に対しては平成 22 年 10 月に、残りの 15 国立大学法人の各学長に対しては 23 年 10 月に、それぞれ会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置及び当局の処置状況

本院は、16 国立大学法人のうち、9 国立大学法人^(注1)において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。そして、残りの 7 国立大学法人^(注2)に対しては、その後の処置状況の報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

検査の結果、国立大学法人北海道大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人東京外国語大学、国立大学法人東京芸術大学、国立大学法人一橋大学、国立大学法人福井大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人名古屋大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人大阪大学、国立大学法人高知大学、国立

大学法人九州大学及び国立大学法人鹿児島大学は、本院指摘の趣旨に沿い、役員会又はプロジェクト・チーム等において、利用していない土地等について、今後も引き続き保有する合理的な理由の有無や保有する場合の具体的な利用方法等の検討を行っていた。そして、22年12月から24年6月までの間に具体的な利用計画等を策定して、引き続き保有することに合理的な理由が存在しない土地等については、処分に向けた手続を進めるとともに、合理的な理由が存在する土地等については、土地の利用を開始したり、施設の用途を変更したり、利用の向上を図るための施策を実施したりなどして、有効活用を図る処置を講じていた。

また、国立大学法人東京大学は、利用していない土地及び運営が同法人の定めた規程の趣旨に沿っていない施設について、今後も引き続き保有する合理的な理由の有無や保有する場合の具体的な利用方法等の検討を行っていた。そして、24年4月に具体的な利用計画等を策定して一部の土地については利用を開始するなどしていたものの、豊島団地及び三鷹市新川団地の土地については、策定した利用計画に基づき、留学生のための国際学生宿舎等として24年度以降に具体的な整備を行って利用を開始する予定であるとしている。

(注1) 9国立大学法人 北海道、東京、東京医科歯科、東京芸術、信州、名古屋、京都、大阪、九州の各国立大学法人

(注2) 7国立大学法人 埼玉、東京外国語、一橋、福井、静岡、高知、鹿児島の各国立大学法人

第63 国立大学法人東北大学、第64 国立大学法人秋田大学、第65 国立大学法人筑波大学、(第50 国立大学法人東京医科歯科大学)、(第52 国立大学法人東京芸術大学)、第66 国立大学法人東京工業大学、第67 国立大学法人金沢大学、第68 国立大学法人山梨大学、(第55 国立大学法人信州大学)、(第57 国立大学法人名古屋大学)、(第58 国立大学法人京都大学)、(第59 国立大学法人大阪大学)、第69 国立大学法人神戸大学、第70 国立大学法人島根大学、第71 国立大学法人広島大学、第72 国立大学法人徳島大学、(第61 国立大学法人九州大学)、第73 国立大学法人長崎大学、第74 国立大学法人熊本大学

不 当 事 項

予 算 経 理

(336) 教員等個人宛て寄附金の経理が不当と認められるもの
 (354)

科 目	経常収益
部 局 等	(1) 国立大学法人東北大学 (2) 国立大学法人秋田大学 (3) 国立大学法人筑波大学 (4) 国立大学法人東京医科歯科大学 (5) 国立大学法人東京芸術大学 (6) 国立大学法人東京工業大学 (7) 国立大学法人金沢大学 (8) 国立大学法人山梨大学 (9) 国立大学法人信州大学 (10) 国立大学法人名古屋大学 (11) 国立大学法人京都大学 (12) 国立大学法人大阪大学 (13) 国立大学法人神戸大学 (14) 国立大学法人島根大学 (15) 国立大学法人広島大学 (16) 国立大学法人徳島大学 (17) 国立大学法人九州大学 (18) 国立大学法人長崎大学 (19) 国立大学法人熊本大学
教員等個人宛て寄附金の概要	国立大学法人の教員等の職務上の教育・研究に対するものとして寄附者の意向によって教員等個人に対して寄附された寄附金
国立大学法人に寄附されていなかった教員等個人宛て寄附金	(1) 44,663,813 円(平成 19 年度～24 年度) (2) 8,600,000 円(平成 19 年度～22 年度) (3) 4,740,000 円(平成 19 年度～23 年度) (4) 14,300,000 円(平成 19 年度～22 年度)

- (5) 7,070,000 円(平成 19 年度～21 年度)
- (6) 11,194,000 円(平成 19 年度～22 年度)
- (7) 23,260,621 円(平成 19 年度～23 年度)
- (8) 4,150,000 円(平成 19 年度～22 年度)
- (9) 12,740,144 円(平成 19 年度～23 年度)
- (10) 9,600,000 円(平成 19 年度～23 年度)
- (11) 55,644,500 円(平成 19 年度～23 年度)
- (12) 17,789,896 円(平成 19 年度～22 年度)
- (13) 16,177,394 円(平成 19 年度～23 年度)
- (14) 7,561,836 円(平成 19 年度～23 年度)
- (15) 14,002,754 円(平成 19 年度～21 年度)
- (16) 9,550,000 円(平成 19、20、22、23 各年度)
- (17) 73,767,723 円(平成 19 年度～23 年度)
- (18) 16,836,391 円(平成 19 年度～23 年度)
- (19) 8,450,000 円(平成 19 年度～23 年度)

1 寄附金の概要

国立大学法人に所属する教員等が職務上行う教育・研究については国立大学法人にその遂行に関する事務上の管理責任があることなどから、国立大学法人は、寄附者の意向によって国立大学法人の教員等の職務上の教育・研究に対するものとして教員等個人に対して寄附された寄附金(以下「教員等個人宛て寄附金」という。)であっても、これを適正に受け入れて経理する必要がある。

そして、各国立大学法人は、寄附金の取扱いを定めた規則(以下「寄附金規則」という。)により、教員等が教員等個人宛て寄附金を受け入れたときは、これを改めて各国立大学法人に寄附しなければならない旨を定めている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全 86 国立大学法人のうち 33 国立大学^(注)法人において、合規性等の観点から、教員等個人宛て寄附金が適正に受け入れられているかなどに着眼して会計実地検査を行った。検査に当たっては、寄附者である公益財団法人等が開示している寄附金についての情報と教員等が各国立大学法人に提出した書類を突合するなどの方法により検査した。そして、教員等が教員等個人宛て寄附金を各国立大学法人に対して寄附していない事態が見受けられた場合には、更に各国立大学法人に対して、他の教員等においても同様な事態がないかどうかについての調査及び報告を求めて、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(注) 33 国立大学法人 北海道大学、小樽商科大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、筑波大学、東京医科歯科大学、東京芸術大学、東京工業大学、電気通信大学、金沢大学、山梨大学、信州大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、滋賀医科大学、京都大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、神戸大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、徳島大学、鳴門教育大学、九州大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学の各国立大学法人

(2) 検査の結果

検査したところ、19 国立大学法人では、寄附金規則により、教員等個人宛て寄附金を各国立大学法人に寄附させることとしていたが、所属する教員等計 322 名は、教員等個人宛て寄附金計 401 件、360,099,072 円を平成 19 年度から 24 年度までの間に受領していたにもかかわらず、これらを改めて各国立大学法人に対して寄附しておらず、個人で経理するなどしていた。このような事態は、寄附金規則に違反していて、適正を欠いており不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、教員等において、教員等個人宛て寄附金を各国立大学法人へ改めて寄附することについての理解が十分でなかったこと、各国立大学法人において、教員等個人宛て寄附金の調査・把握が十分でなかったこと、教員等個人宛て寄附金を改めて各国立大学法人へ寄附することについての教員等に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを国立大学法人別に示すと次のとおりである。

国立大学法人名	年 度	各国立大学法人に教員等個人宛て寄附金を寄附していなかった教員等の人数	各国立大学法人に寄附されていなかった教員等個人宛て寄附金の件数	各国立大学法人に寄附されていなかった教員等個人宛て寄附金	左のうち未使用額
		人	件	円	円
(336) 東 北 大 学	19～24	39	48	44,663,813	9,403,923
(337) 秋 田 大 学	19～22	7	9	8,600,000	163,446
(338) 筑 波 大 学	19～23	10	11	4,740,000	800,000
(339) 東京医科歯科大学	19～22	9	12	14,300,000	25,460
(340) 東京芸術大学	19～21	5	5	7,070,000	—
(341) 東京工業大学	19～22	9	14	11,194,000	474,331
(342) 金 沢 大 学	19～23	17	27	23,260,621	4,770,375
(343) 山 梨 大 学	19～22	5	9	4,150,000	300,000
(344) 信 州 大 学	19～23	18	20	12,740,144	4,816
(345) 名 古 屋 大 学	19～23	14	16	9,600,000	777,825
(346) 京 都 大 学	19～23	53	62	55,644,500	4,330,075
(347) 大 阪 大 学	19～22	15	16	17,789,896	532,489
(348) 神 戸 大 学	19～23	11	15	16,177,394	2,727,760
(349) 島 根 大 学	19～23	5	8	7,561,836	307,807
(350) 広 島 大 学	19～21	13	13	14,002,754	1,687,173
(351) 徳 島 大 学	19、20、22、23	8	11	9,550,000	2,453,609
(352) 九 州 大 学	19～23	52	70	73,767,723	4,208,734
(353) 長 崎 大 学	19～23	18	21	16,836,391	1,564,954
(354) 熊 本 大 学	19～23	14	14	8,450,000	25,049
(336)～(354) の計		322	401	360,099,072	34,557,826